

敷地内禁煙や建物内禁煙に取り組む施設・事業所

「受動喫煙防止宣言施設」 を募集します！

お客様や従業員の健康のため、施設・事業所の敷地内または建物内の「禁煙」に取り組む施設・事業所を「受動喫煙防止宣言施設」として登録します。宣言いただいた施設・事業所には、登録書を交付するほか、施設・事業所名をホームページ等で紹介します。



◆登録可能な施設・事業所

「秋田県内に所在する施設・事業所」対象とならない施設・事業所等（※）を除く

例えば、次のような施設です。

事業所（事務所）、飲食店、ホテル、旅館、体育館、屋外競技場、劇場、観覧場、遊技場、娯楽施設、集会場、展示場、美術館、博物館、百貨店、商店、金融機関、社会福祉施設（児童福祉施設を除く）など

※対象とならない施設・事業所等（敷地内禁煙、建物内禁煙に率先して取り組むべき施設）
官公庁施設、学校、児童福祉施設、医療機関、公共交通機関

◆登録の要件（1又は2のいずれか）

- 敷地内禁煙施設
敷地内禁煙に取り組み、以下の3つの要件を**すべて**満たしていること
 - 敷地内を終日禁煙にしていること
 - 敷地内禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示していること
 - 敷地内に灰皿を設置していないこと
- 建物内禁煙施設
建物内禁煙に取り組み、以下の3つの要件を**すべて**満たしていること
（※テナント入居の場合は、建物は「管理区分」となります。管理区分内が以下の3つの要件をすべて満たせば申請できます）
 - 建物内を終日禁煙にしていること
 - 建物内禁煙である旨を利用者に分かりやすく表示していること
 - 建物内に灰皿を設置していないこと

申 込 ・
問 合 せ 先

全国健康保険協会秋田支部（協会けんぽ秋田支部）

電 話 018-883-1893

FAX 018-883-1451

秋田県健康福祉部健康推進課がん対策室

電 話 018-860-1428

FAX 018-860-3821

e-mail: gantaisaku@pref.akita.lg.jp

